

米原市立坂田小学校いじめ防止基本方針

基本的な考え方 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。1人でも多くの児童を救うためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任の自覚が必要である。そのため、本校では、「いじめ対策委員会」を常設するとともに、本校におけるいじめ防止等のため「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会と連携を取り組織的に取り組む。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

・児童に対して一定の人間関係にある児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（ネット含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。
いじめられた児童の立場に立って判断
組織的に判断
児童の感じる被害性に着目して判断（喧嘩・ふざけ合い）

① いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめ防止対策は、児童一人ひとりの人格を尊重し、その声に耳を傾け気持ちを理解し、その思いを聴き出すまで関わり、児童たちの力で解決できるよう支援していくことが重要である。そこで、本校では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りながら適切かつ迅速に対応する。

ア) いじめの防止

いじめはどの子どもにも、起こりうることを踏まえ、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む。さらに、児童が豊かな人間関係をつくること、児童の自発的・自治的な活動を進めること、自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童にとって居心地のいい学級・学校づくりを推進する。

イ) いじめの早期発見

いじめは、事実認定が難しいものであることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高める必要がある。このため、本校では、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、速やかに的確な関わりをもち、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努め積極的に認知を行う。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を学校が中心となって構築する。

ウ) いじめへの対処

児童保護者からいじめの相談を受けた場合、いじめが確認された場合は、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要がある。児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処する。また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ると同時に必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

エ) いじめ解消の要件

- いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること
 - 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- を一つの段階とする。

② いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策推進法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」を常設する。

ア) 活動内容

- ・年間計画を作成する。
- ・いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認をする。
- ・いじめアンケートを学期に1回実施する。
- ・緊急会議を開催し、指導の体制・対応方針を決定する。
- ・重大事態に係る調査および報告を行う。
- ・取組の検証、基本方針の見直しをする。

イ) 構成員

- ・構成員は、管理職、生徒指導主任、生徒指導委員会担当教諭、SSWとする。
- ・なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。
- ・また、事案の性質等、必要に応じて双葉中スクールカウンセラーなどの専門家を要請する。

ウ) 関係する委員会等との連携

- ・いじめの防止に向け、教育相談担当と連携する。
- ・いじめの防止を呼びかける取組を推進する。
- ・必要に応じ、保護者会を開催し、事実、方針や対応について説明し、理解と協力を求める。

エ) ネット上のいじめへの対応、連携

- ・児童の生命、身体に被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米原警察署に通報し、協力を要請する。

④ いじめの早期発見のための取組

- ・安心して相談できる体制づくりに努める。
- ・学校生活の様々な場面で様子を把握する。
- ・定期的に、個人面談などの教育相談を実施する。
- ・学期に1回の定期的なアンケートを実施する。

⑥ 重大事態への対応

いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余技なくされている疑いがあると認めるとき、市に対してその事態の報告をし、指示に従って調査を行う。

③ いじめの防止のための取組

ア) いじめについての共通理解

- ・いじめ事案については、職朝や職員会議で周知徹底し、共通理解を図る。
- ・校内研修において、心理の専門家であるSSWやスクールカウンセラーの活用を推進する。
- ・平素から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有する。

イ) いじめに対する態度・能力の育成

- ・人権を尊重する実践的態度を養う。
- ・児童のコミュニケーション能力の育成に努める。

ウ) いじめが行われないための指導上の留意点

- ・人間関係を把握する。
- ・教職員の指導のあり方には細心の注意を払う。
- エ) 児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成
- ・家庭や地域と連携し、児童が自己有用感を高められる機会の設定に努める。
- ・自己肯定感を高める指導に努める。

オ) 児童がいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ・児童会活動の中でいじめの防止を呼びかけるような取組を推進する。

カ) ネット上のいじめの防止

- ・インターネット上のいじめの現状や危険性などに関する研修を実施し、対応力を高める。
- ・児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。
- ・保護者に対し、ネット上のいじめについての理解を促す。

⑤ いじめへの対処

ア) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・行為を発見した時や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告する。
- ・いじめ対策委員会は、事実の有無を確認する。
- ・事実確認後、校長が速やかに教育委員会に報告し連携を図る。
- ・犯罪行為と認められるとき、重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米原警察署に通報し、適切に援助を求める。

イ) いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ・児童の立場に立って聴取し、保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめを受けた児童の支援体制を早急につくる。
- ・状況に応じて、外部専門家に協力を依頼する。

ウ) いじめを行った児童への指導またはその保護者への支援

- ・いじめを行った児童生徒から、事実関係を聴取する。
- ・いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け共感的な指導をする。
- ・自らの行為の責任はしっかりと自覚させる。
- ・いじめに関わったすべての保護者へ迅速に連絡し、協力して対応に当たる。

- ・教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えるなど、適切な指導を行う。

エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・まわりの児童に聴き取りした上で、その内容に応じて、自分の問題として捉えさせる。
- ・知らせる勇気を持つことを指導する。
- ・はやしたてる行為も、加害行動のひとつであることを理解させる。
- ・いじめは絶対に許されないことを徹底し、防止に努める。
- ・児童が、互いに尊重し認め合う人間関係を構築できる集団づくりを進める。

⑦ いじめ解消の確認

いじめ解消の要件に照らし合わせて判断するが、あくまで一つの段階と捉え、引き続き双方児童を日常的に注意深く観察する。